

教員の専門性に関する議論

—障害児教育の観点から—

飯田明葉*

本論は、障害児教育における教師の役割を研究する立場から、教員の専門性についての先行研究を整理することを目的とした。障害児教育における教員確保は重大な課題である。ここでは特に、普通教育での教員の専門性を扱った先行研究を整理することで、障害児教育での教員の専門性を議論する先行研究とした。専門性の定義に関する議論について、パラメディカルをめぐる議論を参考に論点を整理すると共に、教員の専門性と学校の役割・専門性を主題とした先行研究を整理した。その結果、日本における議論は教職の聖職的性質を否定する点、教員に求められる能力そのものが変化している点において独特であることが明らかとなった。また独特の文脈の中でも世界的な方向と一致して教職を専門職に近づけようとする研究がなされていた。その一方、「専門職」という思考様式そのものが近代化するに従い、定義が揺らいでいることが明らかになった。

キーワード：障害児教育／教員の専門性／教師教育

1. はじめに

本論は、障害児教育における教師の役割を明確にすることを目的とし、その前提としての、教員の専門性に関する先行研究の整理を目的としている。

日本の特別支援教育において障害種別免許状の保有率は課題とされており、文部科学省によって、平成18年(2006年)から毎年の調査対象とされている。その中で、特別支援学校に勤務する教員の内、特別支援教育の免許状を有する者が75%前後、障害ごとの該当種別免許を有する教員の割合は最も高い知的障害で77% (2013年)、最も低い視覚障害において35%程度(2013年)であるとの結果が示されている(文部科学省2013)。本調査では普通学校については公表されていないが、さらに割合が低いことが予想される。これと共に、発達障害をはじめとした、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱といった従来の障害種別に収まらない範囲の専門的知識に対するニーズが発生しており、免許状そのものの位置づけにも疑義が示されている。

加えて、厚生労働省のガイドラインによって教員は障害児の日常生活に必要なケアについて痰の吸引と経管栄養の一部を除き、障害児への医療行為を行うことが規制されている。その他のケアに

*教育学研究科 博士課程後期

については医師の指導のもと、看護師資格を有した養護教諭のみが行うことを許可されているという制限があることから、前段で示した教育的側面のみならず児童生徒の日常的ケアという点から看護師資格を有する養護教諭人材の確保も課題となっている。

このように、特別支援教育における教員の量的・質的な確保は当該分野において様々な局面で課題となっており、重大な問題として指摘できる。本論では特に質的な面に注目し、普通教育における教員の専門性を扱った先行研究を整理することによって、障害児教育における教員の専門性と役割を議論する手がかりを得たい。そのために、対象を教職に限定し、専門性に関する議論を整理した。次に専門性そのものに関する議論について、看護師などのパラメディカルをめぐる議論を参考に、論点を整理した。

本論において、英国に関する記述はイングランドに限定したものである。また、英国での特別支援学校にあたる Special School で行われている活動や Special Needs Education, 日本での特別支援教育・特殊教育を包括する用語および表記として、「障害児教育」を使用する。議論の多い用語であるが、文章の明確性を優先した。また、これと対応する語として Ordinary Education の訳語である普通教育を使用した。

2. 「専門職」および「専門性」の定義に関する一般的な議論

ここでは、専門職もしくは職業の専門性に関する一般的な議論を、職業社会学の議論を中心に整理する。久米(2012)は「専門職」が Profession の訳語であり、中世ヨーロッパの大学設立に由来するという議論を紹介している。すなわち、高等教育機関としての大学で学位を取得し、神に誓った(Profess)職業がこの専門職に当たるとする。当時、これは聖職者とならんで医師・法曹家という三つの職業を指していた。一方で平野(2010)は、会計専門職の専門性を論じる立場から、時代が下るにつれて他の職業も専門職として位置付けられてきたことを指摘し、その定義が相対的で曖昧なものであることを指摘している。

久米ほか(2012)では、20世紀初頭に職業社会学における専門職研究が盛んになったことを指摘し、その背景には多くの職業で専門化が進行していたことを指摘している。この専門職研究の際、専門職の典型として挙げられたのが医師・法律家・大学教師であり、これらの典型にどれだけ近いかが、すなわち「専門職か否か」ではなく「どれだけ専門職に近いかが争点とされた(久米ほか2012)ことを指摘する。

さらに竹内(1971)は、旧来の聖職者・医師・法律家といった専門職とは異なる「技術者」の出現を指摘した。これは近代化に伴う機械化の進展によるもので、こういった技術的・科学的専門職と旧来の専門職像のずれを批判し、新しい専門職像構築の必要性を述べている。

上記のように、職業社会学の中での専門職の定義に関する議論は混沌としているのが実情であるが、現時点で明確な結論として、第一に専門職は相対的に判断されるものであり、線引きが研究者ごとに多様なものであること、第二に専門職は中世的観念に基づいており、現代の具体的職業にそぐわない点が多くある点である。特に第二の点については、高等教育の大衆化と技術職の急増によ

て変化がもたらされていることが明らかである。

次に教員と同様に専門性、専門職化が議論される職業として、パラメディカル(医師以外の医療従事者)に関する研究がある。職務遂行の現場において、国家資格が必要とされる職種が多く協力体制を構築している点からも、現代の教員を取り巻く環境と共有する点が大きいの。久米ほか(2010)は看護師を対象とした研究を行い、病院の組織構造と職務内容の観点から、看護師は他の国家資格が必要とされる専門職に比べ、看護部という組織ではなく配置された「場」に職務を規定されていることを指摘した。久米はその理由として、看護師が場の管理を専門とする職であるためと結論付けている。

3. 教育に関する専門性の議論

(1) 世界的動向

教員の専門性についての世界的議論の契機となったのは国際労働機構(International Labor Organization, ILO)とユネスコの共同宣言、「教員の地位に関する勧告」(1965, 1997)である。この宣言は、公務員の位置づけとの対比の中で教職を専門職として位置付けると共に、教職の「優秀さ」の基準を「授業技術の巧みさ」と共に「教材の学問的意味や価値の深い理解」「子どもの行動の背景にある家庭や学校や社会の構造理解」「個々の事例に即して臨機応変に的確な対応を選択する志向や判断」ことに求めた。すなわち、教職を公務員ではなく専門職と位置づけ、能力をピアレビューによって評価する方向性が目指されたことが指摘される。

この宣言は、日本を含めた各国での教職の専門職化運動へとつながった。一方でこの宣言の後、教員を含めた専門職全体への社会的不信が増大し、無視できない問題となっている。ここには専門職が聖職者と近似した存在とされてきた前提の崩壊が関係している。

(2) 日本における議論1:政策的観点から

世界的には、上記のように教員を専門職と位置付けることでその身分の向上と自律性を保証するという方向性が選択されてきた。一方、日本国内では戦前における教職観の影響が影響したことで、世界的議論とは大きく異なる文脈での議論が存在した。これは大きく二つに分類することができ、第一に教員を聖職者(及びそれに準ずるもの)とする価値観と、教員を労働者とする価値観の対立である。第二に、先に述べた世界的潮流を受けた、教職のさらなる専門化である。

第一の論点である聖職者としての教員観と労働者としての教員観は、戦前において天皇と神を同一視する中で、教職(教員)を「神に与えられた聖職」とし、自己を犠牲にして献身すべきという教職観が存在したことに端を発する。この価値観が根強く残るなか、日本教職員組合が1952年に「教師の倫理綱領」の第八項において、教師は労働者であることを提唱した(労働者としての教職観)(日本教職員組合1962)。すなわち、教員を聖職者ではなく一般の人間と同等のものとし、労働者としての側面を強調したのである。労働者としての側面を強調したことで、専門職のルーツである聖職者と切り離されたところに、教員の専門性をめぐる日本での議論の特徴が存在する。

この中で教育行政学においては第一に政治的影響力との関係性に関する議論の再燃、第二に教員養成の構造変化に関する議論という二点が主に議論されてきた。第一に、教員の専門性(および教育の専門性)は政治関与もしくは一般行政との関与によって議論されてきた。すなわち、教育行政学の分野においては「教育への直接的な政治関与を排除するところに教育的価値がよりよく実現するという哲学」を基盤とし(広瀬2015)、教師および教育の専門性は継続性・安定性・中立性を保持するものと位置付けられ、重視されてきた歴史がある。アメリカにおける1980年代以降の新自由主義的教育改革期においては、文化の多様性といった文化的マイノリティの利益保護という立場との共通性も示された(牛渡2015)。さらにこれらは、教員に代わり一般行政や首長と対峙する立場としての教育委員会の専門性として議論されることも多く、各種の政治的関与方法(教育長および教育委員の選出方法(金2015)、教員評価(高橋2015)など)が議論されてきた。その中で、これまでの教育委員会制度に関する議論において想定されてこなかった制度疲労(すなわち教育の専門家に対する不信感)に対応する方策の一つとして、政治的影響力の関与が示された(広瀬2015、村上2015)。

その一方で第二点目の議論として、実際の政策に呼応する形で「教員の資質向上」に関する議論が行われている。従来型の教員能力である教案作成能力の範疇に存在しない項目(いじめ、発達障害、家庭環境など)に対応する能力への要求の高まりが指摘され、こうした能力を養成する方法として実践経験の重視が顕著となっている。そして実践経験を重ねる方法としての教育実習時間の増加を実現する方策として、専修免許状が位置付けられている。

文部科学省は報告書「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」(2013)の中で、「教員は初任段階の者であっても学級担任を任されることが多いなど、初任者が負う責務が大きい職業であり、学部における養成段階にあっても、体系的な教育課程によって教員としての基礎・基本を確実に身に付けさせるとともに、(後略)」と指摘している。こうした、初任者段階から高度な能力を要求される点は専門職としての分類に合致しており、この点で文部科学省は教員がすでに専門職としての立場を確立していることを認識していることが明らかである。その上で「社会の急速な進展の中で必要な知識・技能を絶え間なく刷新し、教職生活全体を通じて学び続けることが求められる」として、要求される専門性と現在の教員養成系の中で身に付く専門性に齟齬があることを指摘し、教員養成構造の変更を推進している。

(3) 日本における議論2: 教師教育の観点から

上記のように、政策的観点からの議論においては教員の立場に対する理念と政治的影響力、そして教員に新たに要求される能力が議論の焦点となってきた。そして特に教員の立場においては、一見、世界的潮流に逆行するような方向を志向している点が明らかとなった。こうした政策的観点とは別個に、個々の教員に着目し、授業中の教師の認知過程や思考様式・実践的知識を分析対象とする研究も数多く行われてきている。

その中で、教職は医師や弁護士のような近代専門職の実践基盤となる「知識基礎(knowledge-basis)」を部分的にしか確立していないことが指摘され、「不確実性」を基盤とした「準専門職」

(semi-professionals)」であると定義されてきた (Etzioni 1969)。木村は、こうした位置づけを受けて1980年代、教職の不確実性を克服して専門職化を推進する動きが活発化したと指摘する。特に教師の認知や思考に焦点を当てた研究が盛んになり、瞬間的な情報処理と意思決定を明示し、これを授業展開などに結びつける「即興的理解」の研究や、これらの特徴的思考様式の強調、潜在的知識の複合としての「実践的知識 (practical knowledge)」の指摘、不確実な状況における自由裁量の判断「行為の中の省察」との指摘などの研究が行われたことを明示し、「教師が授業中に用いる思考様式や実践的知識の特徴、認知的判断や意思決定、さらに、これらの基盤となる省察課程によって説明されてきた」としている。(木村2015, 3-4頁)。木村自身はこうした、教師に独特の思考様式、つまり知識の特徴、判断や意思決定過程の特徴、省察の特徴に加え、情動(感情)の表出方法に関する特徴を示している。このように、個々の教師に注目した研究では不確実性を克服することを目的とし、教師の専門性を明示しようとする研究が行われている。

一方で近年、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、新しい専門職が学校に配置されている。保田はこの変化に際した教員の役割の変化を、フィールドワークを基に明らかにしている。これまで教師の役割として一般的に想定されてきた「指導の文化」(酒井1999)が消滅することはなく、むしろ強化するケースが存在した。さらにこうした指導に加え、教師は生徒指導に関し「ゲートキーパー」としての役割を担うようになったことを指摘する。ゲートキーパーとは、一部の医師に見られる役割であり、Mizrchiらの原典によれば「病院内の環境へ、代替医療を取り入れながら、それら(代替医療など)の職務管轄権をあらかじめ制限する者」(Mizrchi 2005)と訳すことができる。保田はこの議論を基に、教師のゲートキーパーとしての役割も医師の場合と同様に、各専門職の職務管轄権を実践に先立って予め振り分ける機能をもったものであるとしており、その機能を十分に果たすことが、教員だけでなく教育委員会からも「『理想的』であると考えられている」(保田2014, 6頁)と指摘している。

上記のように、日本での教員の専門性についての議論は教師観において聖職者としての教師という視点が根強く存続し、それを否定しながら公務員と対比した形での世界的潮流を受けた専門性向上が図られたという矛盾が存在していた。また一方で個々の教師に着目し、その能力の不確実性を排し、明確化しようとする試みが続けられている。そしてさらに近年、教職以外の専門職が教育の現場に配置されるという現象が起こっている。

4. まとめ

筆者が主なフィールドとする英国においては、教員の免許制度は教員免許の区別が存在しない。これは障害児教育だけでなく、初等・中等教育に関する教員免許も同様である。その中で、教員免許取得が可能な大学において、教育学士 (Bachelor of Education, B.Ed) を付与する学部とは異なるコースが障害児教育およびケアを名称として掲げている。

さらに、普通学校における障害児教育については、全国的に短期間の研修が用意され、この受講者には給与に特別手当が付与されるしくみが構築されている。また、校長などの管理職レベルに昇

進するためには、これらの研修を受講していることは必須とされている。

上記を日本と比較して考察すると、免許状と専門性の議論を区別・整理して議論する必要が指摘できる。日本では英国に比べ免許状が細分化していることや、研修よりも大学での教員養成が中心となってきた経緯から、免許状と教員の専門性が同列におかれ議論されることがほとんどである。一方の英国では、免許状と教員の専門性(特に障害児教育に関する専門性)が同一の議論として扱われるケースは殆ど存在せず、教員の専門性を議論する際には現職教員の研修が中心となる点に特徴がある。

これらを踏まえた上でここまでの先行研究を整理すると、日本における教職の専門性に関する議論は、教職の聖職的部分を否定するという点で独特のものであるといえる。さらに教案作成などの教科指導のみならず、コミュニケーション能力やその他の能力へと、教員に求められる能力そのものが変化している点、さらにそれに対応して養成構造の見直しを進めている点においても、日本における教員の専門性議論の特徴がみられる。その中で、教科指導よりも実践的能力の獲得という点から、教員のさらなる高学歴化が推進されている。さらに、こうした独特の文脈の中でも世界的方針と一致して、教職の専門性における不確実性を排除し、専門職に近づけようとする研究がなされている。それは教職に特有の知識だけでなく、判断や省察も含むものであった。

しかし一方で専門職そのものの定義および信頼性が揺らいでいることも明らかになった。特に「専門職」という思考様式そのものが、中世のキリスト教的価値観の中で発生したものであり、近代化するにしたいがい、技術者の出現、分業化などによってその定義が揺らいでいることが明らかになった。

<引用・参考文献>

- A. Etzioni 'The Semi-Professions and Their Organization; teachers, nurses, social workers', 1969, Free Press.
- 広瀬裕子「政治主導改革の可能性 ―イギリスにおける『学校教育の水準と枠組みに関する1998年法』導入を題材に―」, 日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第41号, 2015年, 19-36頁.
- 平野由美子「プロフェッション理論の展開 ―会計プロフェッションの場合―」, 『立命館経営学』第49巻第1号, 2010年, 231-251頁.
- 木村優「情動の実践としての教師の専門性 ―教師が授業中に経験し表出する情動の探求』2015年, 風間書房.
- 金龍「地方教育自治制度の安定と理念の混迷 ―韓国における教育監の住民による直接選挙の経過とその意味」, 日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第41号, 2015年, 2-18頁.
- 厚生労働省『ALS患者の在宅医療の支援について』2003年.
- 厚生労働省『在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法的整理に関する研究会報告書』2004年.
- 厚生労働省『在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いに関するまとめ』2005年.
- 厚生労働省『医師法第17条, 歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について』2005年.
- 久米龍子, 久米和興「看護師の専門性に関する一考察」, 『豊橋創造大学紀要』第16号, 2012年, 79-92頁.
- 久米龍子, 久米和興, 村上由加理「病院看護部の組織構造の組織構造の特徴と業務特性に関する一考察」, 『豊橋創造大学紀要』第14号, 2010年, 79-93頁.

- 村上祐介「教育委員会制度改革と教育行政の専門性」, 日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第41号, 2015年, 70-86頁.
- 文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要(平成25年度)」, 文部科学省ホームページ < http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1349052.htm > (2016年9月30日最終アクセス).
- 文部科学省「大学院段階の教員養成の改革と充実等について(報告)」, 文部科学省ホームページ < http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/093/index.htm > (2016年9月28日最終アクセス).
- 日本教職員組合編『日教組20年史』労働旬報社, 1962年.
- N. Mizrachi, J.T. Shuval and S. Gross 'Boundary at work', "Sociology of Health & Illness", Vol.27 (1), 2005, pp. 20-43.
- 酒井朗「『指導の文化』と教育改革のゆくえ」, 油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出版, 1999年, 115-136頁.
- 高橋哲「行政改革としての教員評価=人事評価制度 —日米比較からみる教員評価政策の日本の特質—」, 日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第41号, 2015年, 37-55頁.
- 竹内洋「専門職の社会学 —専門職の概念—」, 『ソシオロジ』第16巻第3号, 1971年, 45-66頁.
- 油布佐和子『転換期の教師』放送大学教育振興会, 2008年.
- 牛渡淳「アメリカの新自由主義的教育改革における専門職・文化スタンダード政策の意義」, 日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第41号, 2015年, 56-69頁.
- 保田直美「学校への新しい専門職の配置と教師役割」, 日本教育学会『教育学研究』第81号, 2014年, 1-13頁.
- ユネスコ・国際労働機構「教員の地位に関する勧告(抄訳)」, 文部科学省ホームページ < http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901hi.htm > (2016年9月30日最終アクセス).
- ユネスコ・国際労働機構「高等教育教員の地位に関する勧告」, 文部科学省ホームページ < http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901hm.htm > (2016年9月30日最終アクセス).

Studies about The Profession of Teachers: with A Special Education

Akiha IIDA

(Graduate Student, Graduate school of Education, Tohoku University)

This Article has purpose rearrange researches what pursue the profession of teachers, with view point that pursuing the profession of teachers in education for students with obstacles. In Japan, hiring teachers who are adequate for care and teaching these students, too. And this article has rearranged of studies for profession of para-medical, and has rearranged of studies for profession and role of teachers in ordinary schools. I has made clear three points. One is that discussion of profession of teachers has had a characteristics that they has denied a position teachers are like of priest, because of the position of teachers before the World War II . Two is the content of teacher's professions thatself are changing. At last, It's was made clear that the definition of the profession is made alternative.